

伊勢崎市空家等対策計画【概要版】

第1章 背景

1 計画策定の背景

近年、地域における人口減少や高齢化の進展、既存の住宅・建築物の老朽化など、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等に伴って空家等が全国的に年々増加傾向にあります。このような空家等の中には、適切な管理が行われていないために安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、さらには地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものもあり、社会問題になっていることから、早急な対策が求められている。

2 空き家の状況（「平成30年住宅・土地統計調査」より）

- (1) 全国の状況 総住宅数 6,241 万戸のうち、849 万戸が空き家となっており、空き家率は 13.6%。
- (2) 群馬県の状況 県内総住宅数 949,000 戸のうち、158,300 戸が空き家となっており、空き家率は 16.7%。
- (3) 伊勢崎市の状況 市内総住宅数 95,420 戸のうち、13,150 戸が空き家となっており、空き家率は 13.8%。
- (4) 空き家の種類別の状況 市内空き家総数 13,150 戸のうち
「賃貸・売却用」が約 60% (7,650 戸) を占め、管理不全な空き家などが含まれる。
「その他の住宅」は約 40% (5,460 戸) を占めている。
- (5) 空家調査 ※「居宅」「併用住宅」に限定して抽出した建物戸数は、76,058 戸。
 - ・現地調査戸数：755 戸 ・空家等判定戸数：551 戸
 - ・意向調査件数：1,000 件（525 通回収）

3 空家等の課題と第1次対策計画期間の実施状況

課題- (1) 管理不全な空家等の増加

- ・高齢化の進展や単身世帯の増加による空家等の管理不全
- ・施設入所や遠方への転居による管理不全
- ・権利関係の複雑化や権利者間の確執による適正に管理不全
- ・空家等の解体に要する資金不足による管理不全
- ・正確な状況把握が困難

実施状況

- ・協定締結団体と連携し無料空き家相談会の定期開催によりし適正管理に関するほか各種相談に対応（継続）
- ・空き家除却補助事業による除却促進（継続）

課題-（2）所有者等の当事者意識の低下

- ・相続による所有や遠方在住による当事者意識が低下
- ・近隣関係の希薄化
- ・空家等の管理方法や相談先等の知識不足
- ・所有者等の危険意識不足

実施状況

- ・固定資産税納税通知書裏面に空き家の適正な管理のお願いと空き家情報バンクの案内を記載（継続）

課題-（3）未活用の空家等の増加

- ・空家等の利活用方法の知識不足
- ・所有者等の連絡先不明
- ・空家等の修繕に要する資金不足

実施状況

- ・空き家情報バンク事業の実施と全国版空き家情報バンクへの情報連携を実施（継続）
- ・空き家改修補助事業の実施（見直し）

第2章 基本指針

1 計画の目的

空家等対策の推進に関する特別措置法の趣旨を踏まえ、空家等の適正管理と利活用を促進させ、市民が安全にかつ、安心して暮らすことのできる生活環境を確保するとともに、まちづくり活動の活性化を図る。

2 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

3 計画の位置付け

- （1）法第6条に規定する空家等対策計画
- （2）伊勢崎市総合計画の分野別計画（環境分野）における空家等対策の推進に向けた具体的な取組を明らかにするもの

4 対象とする地域

伊勢崎市内全域

5 対象とする空家等の種類

法第2条で規定されている「空家等」及び「特定空家等」

6 空家等の課題への対応方針

- (1) 管理不全な空家等の発生予防の推進
- (2) 空家等の適切な管理の推進
- (3) 空家等の利活用の推進

第3章 第2次対策計画の目標と対策及び成果指標

1 第2次対策計画の目標と対策

【目標1 管理不全な空家等の発生予防の推進】

対策1-1 市民への情報発信

- ・空家等対策についてのパンフレットなどを市のホームページなどに掲載し、所有者等の当事者意識の醸成を図る

対策1-2 周辺住民からの相談対応

- ・管理不全な空家等の周辺住民からの相談を受付後、状態が改善されるよう所有者等に指導

【目標2 空家等の適正管理の推進】

対策2-1 関係団体と連携した相談体制の充実

- ・無料空き家相談会開催により、所有者が抱える問題等の解消のきっかけと適切な管理促進、管理不全空家等の発生防止対応実施

対策2-2 空き家除却補助事業等

- ・所有者等の自発的な除却促進のため、一定条件を満たす空家等の除却工事費用の一部を補助
- ・管理不全空き家が周辺に迷惑を及ぼす防止策の具体的な取組みの検討

対策2-3 空家等対策の実施体制

- ・伊勢崎市空家等対策協議会・伊勢崎市空家等対策庁内検討委員会

【目標3 空家等の利活用の推進】

対策3-1 空き家改修補助事業

- ・市外から本市に転入する移住者が居住のために購入する場合などの改修費用の一部を補助

対策3-2 空き家情報バンク事業

- ・空き家の情報を登録し、市のホームページ等で周知、空き家の売却等希望者に情報発信

2 成果指標の設定

単位：件

成果指標	内容	当初値	実績値	実績値	目標値※
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和8年度
危険空き家の除却件数の累計値	危険空き家（不良住宅に該当する空き家）を対象	30件	49件	65件	190件
空き家情報バンク事業の登録件数の累計値	空き家の情報を登録し購入又は賃借希望者へ情報を発信	5件	9件	12件	45件

※目標値は、第2期伊勢崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略の重要業績評価指標に掲載した実績値をもとに第2次対策計画の終了年次に合わせて更新した推計値

単位：件

成果指標	内容	当初値	目標値
		令和4年度	令和8年度
移住者支援空き家改修補助事業の改修件数の累計値	空家等の利活用促進のため、改修費用の一部を補助	10件	50件

3 SDGsと第二次対策計画の主な関連

国連サミットで、持続可能な開発目標として採択されたもの。本市においても、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略で新たにSDGsの視点を取り入れ、基本目標ごとに関連するSDGsの目標のアイコンによる標記

① 関連SDGs



SDGs 11：「住み続けられるまちづくりを」

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



SDGs 17：「パートナーシップで目標を達成しよう」

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

② 第2次対策計画で掲げた対策とSDGsとの関連

目標	関連するSDGs
◆目標1 管理不全な空家等の発生予防の推進	
◆目標2 空家等の適切な管理の推進	
◆目標3 空家等の利活用の推進	